

# がまごおり「みらいキャンバス」整備運営事業者選定アドバイザリー業務プロポーザル方式業者選定委員会設置要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、がまごおり「みらいキャンバス」整備運営事業者選定アドバイザリー業務を公募型プロポーザル方式で業者選定するに当たり、蒲郡市プロポーザル方式実施要綱（平成30年4月1日施行）第6条に基づき設置するがまごおり「みらいキャンバス」整備運営事業者選定アドバイザリー業務プロポーザル方式業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 選定委員会の委員は5名以内とし、市長が任命した者で組織する。

2 委員の任期は、当該委員の任命の日からがまごおり「みらいキャンバス」整備運営事業者選定アドバイザリー業務に係る契約を締結する日（以下「契約締結日」という。）までとする。

## (委員長及び副委員長)

第3条 選定委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、市長が指名する委員をもって充てる。  
3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。  
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

## (委員の責務)

第4条 委員は、他の委員の意見に影響を受けることなく独自性を確保した上で、公平かつ公正に業務を行わなければならない。

2 委員は、業務の過程において知り得た情報を漏らしてはならない。また、第7条の規定により選定委員会の会議に出席した委員以外の者も同様とする。

## (所掌事項)

第5条 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 提案書提出者の募集要件、募集方法等の決定に関する事項
- (2) 提案内容を評価するための評価基準、評価方法等の決定に関する事項
- (3) 優先交渉権者の選定に関する事項

(4) その他選定に関して必要な事項

(会議)

第6条 選定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 選定委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(意見の聴取)

第7条 選定委員会は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、教育委員会教育政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年1月5日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、契約締結日限り、その効力を失う。